

ハッ場ダム住民訴訟通信-49

2009年4月6日発行

ハッ場ダム東京裁判判決5月11日(月)に決定。

司法は、無駄な公共事業で破綻寸前のこの国を救えるか。

昨年11月25日、1都5県に先駆けて結審した東京裁判の判決日がようやく決定しました。結審から半年、この長考の末に判決はいかに。全国の熱い視線が注がれます。

判決に少なからず影響を及ぼす世情は、好材料として淀川水系の大戸川ダムの凍結、国の直轄事業負担金に対する泉田新潟県知事、橋元大阪府知事の反乱? etc. 不安材料は、民主党小沢代表の政治資金問題による政権交代の揺らぎ。果たして司法は行政の圧力に屈することなく公正な判断をくだすでしょうか。この国の民主主義が試されます。

東京裁判判決 日時 5月11日(月)午後2時 場所 東京地裁103大法廷
1都5県最初の判決です。私たち茨城の会も傍聴に参加して判決を注視しましょう。
なお、茨城裁判の判決期日は未定。群馬裁判判決は6月26日(金)午前10時 前橋地裁
こちら是非ご参加ください。

橋元・泉田知事の国直轄事業負担金への「物言い」と?????。

地方は身を削って儉約に儉約を重ねているのに、国はのほほんとして請求書を回してくる。「地方は国の奴隷ではない。もう払わん」と威勢のいい啖呵がマスコミを賑わしています。「ヨッ待ってました!」の一声も掛けたいところですが、ちょっと待てよ、国だけが悪いの? 地方に落ち度はないの? と疑問符が並びます。

ダムや道路など国直轄の公共事業では、「便益にあずかる地方」は応分の負担をすることになっています。私たちはハッ場裁判をしていますから問題の核心が見えてしまいます。先ず問題にすべきは、その公共事業が地方に便益があるか否かです。便益が無ければ、その事業から撤退して支払いを拒否すればいいのです。ミゾウユウ(未曾有)の不況で税収の落ち込みが予想されるためか、俄かに負担の押付けあいをしているのでは子供の喧嘩です。

いま国や地方がすべきことは、その事業が本当に必要なのか否かを精査することです。必要が無いもの、優先度が低いものは見直し、中止をすればいいのです。

地方財政法25条1項は、国に対する地方の負担と、地方に対する国の負担は同等と規定しています。その上で第3項では、地方公共団体の負担金を法令の定めるところに従って使用しなかったとき(地方が負担する必要がないとき)に、地方公共団体は国に対し負担金の支出を拒否し、また支出済の負担金の返還を請求することができる旨規定しています。

ハッ場ダムをはじめ目的を失った公共事業は目白押しです。必要のないものは事業そのものから撤退し支出を拒否するのが本当の自治でしょう。橋本知事いかがでしょう?

ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会

「ムダ見直し」派 VS 「何でも推進」派。こんどの総選挙は天下分け目の関が原です。今こそ、公共事業の問題に取り組む全国の市民が結集し「ムダな公共事業」をストップさせよう! 野党各党のリーダーもやってきます。思いを国会に届けましょう。是非ご参加ください。

日時 4月25日(土)午後2時~4時 場所 日本教育会館8階大会議室
地下鉄「神保町」・「九段下」・「竹橋」いずれも徒歩5分

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表 近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志
事務局: 神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 電話: 090-4527-7768